



土地・家屋帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

資産の価格など確認を

土地・家屋の「価格等縦覧帳簿」の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。
縦覧帳簿の縦覧
縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正

かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。
日時 4月1日(火)～30日(水)の執務時間内
会場 市役所資産課 大胡・宮城・粕川の各支所(各支所では管内の土地・家屋のみ)
対象 納税義務者、納税義務者と同じ世帯の親族、納税管理者、納税者からの委任を受けた人(委任状が必要)など
用意する物 運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物
課税台帳の閲覧
納税義務者が固定資産課税台帳に自分の資産が記載された部分を確認するためにを行います。借地・借家人もその対象資産に関する部分を確認できます。閲覧は有料ですが、納税義務者に限り次の期間中は無料です。
日時 4月1日(火)～30日(水)の執務時間内
会場 市役所資産課 大胡・宮城・粕川の各支所(各支所では管内の土地・家屋のみ)
対象 納税義務者、納税義務者と同じ世帯の親族、納税管理者、借地・借家人(賃貸借契約書など有償による



市役所と3支所で

権利関係を示す書類が必要、納税義務者などからの委任を受けた人(委任状が必要)など
用意する物 運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物
課税明細書の活用
4月中旬に発送する納税通知書に添付する課税明細書(課税資産の内訳書)は、課税台帳と同じ記載内容です。
宅地の標準的な価格の閲覧
標準宅地の位置、価格を記載した書面を閲覧できます。平成20年度の閲覧は、4月1日(火)から誰でも無料でできます。
不服申し出など
固定資産課税台帳に登録された価格(平成19年度の価格が据え置かれている場合を除く)に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。また、納税通知書の記載事項(価格を除くもの)に不服のある場合は、市長に対して異議申し立てができます。なお、審査の申し出と異議申し立ての期間は、いずれも固定資産の価格などすべてを登録した旨を公示した日(4月1日)から納税通知書を受け取った日の翌日以降60日以内です。
○：問い合わせは縦覧や閲覧については資産課税課 ☎890-6212、審査の申し出については市民課 ☎890-6212へ。

へは4月に「仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書」を、納付書で納める人へは「賦課決定通知書及び納入通知書」を7月に郵送します。
新しい保険証は3月下旬に郵送
後期高齢者医療制度の被保険者へは、3月下旬に新しい保険証を1人につき1枚郵送。今まで「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」や「老人保健特定疾病療養受療証」が交付されている人へはこれらも同封します。保険証の有効期限は7月31日(木)までです。
なお、8月1日(金)から使用できる保険証は7月中に改めて郵送します。希望者には、配達記録郵便で郵送しますので、3月19日(水)までに連絡してください。
現在使用している老人保健法の医療受給者証や各健康保険被保険者証などは、3月31日(月)以降使用できません。老人保健法の医療受給者証と国民健康保険被保険者証は、廃棄するか市役所国保年金課、各支所・出張所へ返却。国保以外の健康保険被保険者証については、保険証の交付先に問い合わせてください。
福祉医療費受給資格者証
新しい高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証は、保険証とは別で、3月下旬に郵送します。
○：問い合わせは国保年金課 ☎890-6253へ。

養者は保険料負担がなかったりしましたが、新しい制度では、被保険者全員がそれぞれ保険料を納めることとなります。
保険料の計算方法
保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計で計算します。本県の場合、均等割額が3万9,600円、所得割額が(所得-33万円)×7.36%。賦課限度額は50万円です。
保険料が軽減される場合も
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額が一定額より少ない場合、所得水準に合わせて均等割額が7割・5割・2割軽減されます。また、新制度移行時に会社の健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間は所得割額0円、均等割額は5割軽減に。ただし、平成20年度に限っては、均等割額が4月から9月までは0円、10月から来年3月までは9割軽減されます。
保険料の納付
保険料は、原則年6回に分けて年金から天引きされます。ただし、年金年額が18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人へは、納付書を送付しますので所定の金融機関で納めてください。
保険料の通知は4月から7月に
保険料が年金から天引きされる人

原油価格の高騰に伴い、経済的に困窮する人たちに支援するため、家庭で使う灯油の購入費を補助します。申し込みは3月19日(水)まで。早めに手続きを済ませましょう。
対象 生活保護を受けている世帯、または次のいずれかに該当する市民税非課税世帯。①世帯全員が65歳以上②精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる③母子・父子家庭、またはそれに準じる家庭④福祉医療費受給者証を持っている人がいる(ただし、特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかに該当)
用意する物 灯油購入金額の分かる領収書・レシート、申請者の通帳・印鑑
申し込み 3月19日(水)までに市役所12階市民ロビー、各支所・地区公民館、総合福祉会館(日吉町二丁目)へ直接
○：問い合わせは社会福祉課 ☎890-6142へ。



灯油購入費を一部補助 19日までに申請を

後期高齢者医療制度が始まります 75歳以上の人など対象に

4月から後期高齢者医療制度が始まります。75歳以上の人は、この制度で医療を受けることに。これによって、現在加入している国民健康保険や、勤め先の健康保険などの被保険者ではなくります。
制度の対象者
現行の老人保健制度で医療を受けている75歳以上の人と、65歳以上74歳以下で障害認定を受けている人は、4月1日(火)から自動的に加入。ただし、65歳以上74歳以下の人で障害認定を受けている人は、加入しない選択もできます。なお、74歳以下の人

は、75歳の誕生日から自動的に加入することになります。
受けられる給付と自己負担割合
医療費など、これまでの制度と同様の給付が受けられます。また、医療機関などで支払う自己負担も、これまでと同じ医療費の1割負担(現役並み所得者は3割)。7月31日(木)までは、原則として3月31日(月)時点での所得区分を引き継ぎます。
保険料について
これまでは、被保険者が加入している医療保険にそれぞれ保険料を納めたり、会社の健康保険などの被扶

養者は保険料負担がなかったりしましたが、新しい制度では、被保険者全員がそれぞれ保険料を納めることとなります。
保険料の計算方法
保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計で計算します。本県の場合、均等割額が3万9,600円、所得割額が(所得-33万円)×7.36%。賦課限度額は50万円です。
保険料が軽減される場合も
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額が一定額より少ない場合、所得水準に合わせて均等割額が7割・5割・2割軽減されます。また、新制度移行時に会社の健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間は所得割額0円、均等割額は5割軽減に。ただし、平成20年度に限っては、均等割額が4月から9月までは0円、10月から来年3月までは9割軽減されます。
保険料の納付
保険料は、原則年6回に分けて年金から天引きされます。ただし、年金年額が18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人へは、納付書を送付しますので所定の金融機関で納めてください。
保険料の通知は4月から7月に
保険料が年金から天引きされる人

へは4月に「仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書」を、納付書で納める人へは「賦課決定通知書及び納入通知書」を7月に郵送します。
新しい保険証は3月下旬に郵送
後期高齢者医療制度の被保険者へは、3月下旬に新しい保険証を1人につき1枚郵送。今まで「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」や「老人保健特定疾病療養受療証」が交付されている人へはこれらも同封します。保険証の有効期限は7月31日(木)までです。
なお、8月1日(金)から使用できる保険証は7月中に改めて郵送します。希望者には、配達記録郵便で郵送しますので、3月19日(水)までに連絡してください。
現在使用している老人保健法の医療受給者証や各健康保険被保険者証などは、3月31日(月)以降使用できません。老人保健法の医療受給者証と国民健康保険被保険者証は、廃棄するか市役所国保年金課、各支所・出張所へ返却。国保以外の健康保険被保険者証については、保険証の交付先に問い合わせてください。
福祉医療費受給資格者証
新しい高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証は、保険証とは別で、3月下旬に郵送します。
○：問い合わせは国保年金課 ☎890-6253へ。

養者は保険料負担がなかったりしましたが、新しい制度では、被保険者全員がそれぞれ保険料を納めることとなります。
保険料の計算方法
保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計で計算します。本県の場合、均等割額が3万9,600円、所得割額が(所得-33万円)×7.36%。賦課限度額は50万円です。
保険料が軽減される場合も
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額が一定額より少ない場合、所得水準に合わせて均等割額が7割・5割・2割軽減されます。また、新制度移行時に会社の健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間は所得割額0円、均等割額は5割軽減に。ただし、平成20年度に限っては、均等割額が4月から9月までは0円、10月から来年3月までは9割軽減されます。
保険料の納付
保険料は、原則年6回に分けて年金から天引きされます。ただし、年金年額が18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人へは、納付書を送付しますので所定の金融機関で納めてください。
保険料の通知は4月から7月に
保険料が年金から天引きされる人

へは4月に「仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書」を、納付書で納める人へは「賦課決定通知書及び納入通知書」を7月に郵送します。
新しい保険証は3月下旬に郵送
後期高齢者医療制度の被保険者へは、3月下旬に新しい保険証を1人につき1枚郵送。今まで「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」や「老人保健特定疾病療養受療証」が交付されている人へはこれらも同封します。保険証の有効期限は7月31日(木)までです。
なお、8月1日(金)から使用できる保険証は7月中に改めて郵送します。希望者には、配達記録郵便で郵送しますので、3月19日(水)までに連絡してください。
現在使用している老人保健法の医療受給者証や各健康保険被保険者証などは、3月31日(月)以降使用できません。老人保健法の医療受給者証と国民健康保険被保険者証は、廃棄するか市役所国保年金課、各支所・出張所へ返却。国保以外の健康保険被保険者証については、保険証の交付先に問い合わせてください。
福祉医療費受給資格者証
新しい高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証は、保険証とは別で、3月下旬に郵送します。
○：問い合わせは国保年金課 ☎890-6253へ。